嘉庫　嘉悦大学学術リポジトリ　Kaetsu

University Academic Repository

Japanese Brides Acts in 1947 and Japanese Community (100th Anniversary)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2003-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Yasutomi, Shigeyoshi メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/83

日本人花嫁法(1947年)と日系社会

安 冨 成 良

[要 約]

日本人花嫁法（1947年）の制定において、日系社会、とりわけ日系二世が中心となって活動していた日系アメリカ人市民協会（JACL）の果たした役割は非常に大きい。特にJACLのロビイストのマイク・マサオカと彼に導かれたJACLの反差別委員会は法案の成立に向けて中心的役割を果たしたが、何故、これほどまでに精力的にこの問題に取り組んだのであろうか。またアメリカに渡ってきた日本人戦争花嫁を日系社会やJACLがどのように見ていたのであろうか。

本稿ではこうしたことに焦点を当て、戦争花嫁のアメリカ入国前後の日系社会の状況について論考する。そして日本人花嫁法制定の背景を明らかにするために、1920年代以降のアメリカの差別的な移民法・国籍法の推移を概観すると共に、戦後のJACLの活動や、日系社会の状況についても新聞記事などをもとに検証する。

[キーワード]

戦争花嫁、日本人花嫁法、1924年移民法、マイク・マサオカ
日系アメリカ人市民協会（JACL)、『パシフィック・シチズン』

[目 次]

はじめに
Ⅰ．1920年代以降のアメリカ移民法の推移と第二次大戦後の戦争花嫁の受け入れ
1．帰化権と1924年移民法制定
2．移民割り当ての特別措置と各国からの戦争花嫁の入国を巡る立法措置
Ⅱ．終戦後のJACLと反差別委員会
1．終戦直後のJACLの活動
2．JACLの反差別委員会と戦争花嫁問題
Ⅲ．日本人戦争花嫁の入国を巡って
1．日系新聞記事から見る日本人戦争花嫁の入国問題

2. 日系社会にとっての戦争花嫁問題
おわりに

はじめに

帰化不能外国人（aliens ineligible to citizenship）の烙印を押された日本人が永住を目的としてアメリカに入国することは1924年に制定された移民法（Immigration Act of 1924；排日移民法）により、完全に禁止されるようになった。その後、第二次大戦後に制定された戦争花嫁法（Public Law 271 or The War Brides Act：1945年12月）、G.I婚約者法（Public Law 471 or G.I. Fiancees or Fiances Act：1946年6月）、公法483（1946年7月）、公法126（1947年6月）によりアメリカ人兵士・軍属と結婚したヨーロッパやインド、フィリピン、中国などからの花嫁とその子供のアメリカへの入国は認められたものの、日本人と朝鮮人だけは相変わらず「帰化不能外国人」として締め出されてきた。こうしたことから通常の日本人のアメリカ移住は1952年マッカラン＝ウォルター移民帰化法（The McCarran-Walter Immigration and Naturalization Act of 1952）制定までは禁止されていたが、この法案の成立に至るステップとして1947年7月に日本人花嫁法（Japanese Brides Act or Public Law 213）が制定され、戦争花嫁に限って例外的に日本人女性が正式にアメリカ入国を許可され、その後1960年までに日本から4万人以上もの女性が入国している。

タカキ（1989年）はアジア系移民のアメリカ入国の大きな波として、第一波（1849年～1924年）と第二波（1965年～1985年）があったと指摘しているが[1]、この2つの大きな波の間に入国した日本からの女性集団である戦争花嫁は日系アメリカ人女性の移民史においてその規模の大きさと戦後の日系社会において貢献してきた歴史を考慮すると特筆すべきグループである。しかしこの戦争花嫁についての研究は日系人研究の中ではほとんど注意を払われずにきた研究領域であり、数少ない研究においてもアメリカ社会への適応、文化変容の研究、国際結婚の動機や安定性といったテーマを研究の基軸として研究がなされてきた傾向があり[2]、一次史料に基づいた歴史研究は極めて少なく、とりわけアメリカの移民法・帰化法や日系社会そのものとの関連から論及した研究は皆無といってよい[3]。

本稿では日系アメリカ人市民協会（JACL）は日本人花嫁法の制定を如何に捉えていたのか、そして何故制定に向けて尽力し、大きな役割を果たすようになったのかという点や、当時の日系社会が第二次大戦後、大挙してやって来た戦争花嫁のアメリカ入国問題を如何に捉え、日系人にとって戦争花嫁はどういう意味を持っていたのか、という点について検証する。両者の最初の出会いをもたらした戦争花嫁の入国問題を検討することにより、その後の戦争花嫁と日系社会との間に生じた溝、戦争花嫁への偏見と差別が入国初期の段階から散見されていたのか、それともこうした問題が入国後に生じたことに起因しているのかということを解明する一つの手がかりになると考えるからである。

日本人花嫁法の成立の経緯を明らかにするために、はじめに1920年代以降のアメリカの

移民受け入れ政策の推移を人種による対応の違いなどに注目して概観する。このことによって日本人の移住の大きな壁となっていたアメリカの人種差別に基づいた移民法・帰化法が明らかになるからである。また戦後の世界各地に駐屯したアメリカ兵が現地の女性と結婚し、戦争花嫁としてアメリカに転住させる問題を連邦政府がどう見ていたのかを検証する。このことにより日本人花嫁のアメリカ入国問題が他の国からの戦争花嫁の場合に比べてどうだったのか、ということが明らかになり、日系アメリカ人がアメリカ社会で置かれていた当時の状況や日系アメリカ人の日本人戦争花嫁の入国問題に対する捉え方がより一層、鮮明に浮き彫りにされると考えるからである。

Ⅰ. 1920年代以降のアメリカ移民法の推移と第二次大戦後の戦争花嫁の受け入れ

1. 帰化権と1924年移民法制定

アメリカに居住する外国人移民の帰化権資格の第一条件は1790年の帰化法制定以来「人種」であり[4]、1952年のマッカラン・ウォルター法が制定されるまで帰化におけるアジア系を排斥する人種差別が続いた。1790年の帰化法でアメリカに帰化できる者は「自由な白人(a free white person)」と規定されていたが、1869年の憲法修正第14条を受けて1870年に帰化法が修正され、アフリカ系も含まれるようになった[5]。19世紀後半には中国系移民が帰化権を求める訴訟をおこしたが、モンゴロイド人種であるアジア系は「白人」という概念には含まれず、アジア系移民には帰化権が認められなかった。更に日本人移民の小沢孝雄が1914年にハワイの連邦地方裁判所に帰化申請を求めた訴訟をおこしたが、1922年11月にはこの裁判についての最高裁判所の判決が出され、コーカソイド系の白人でないアジア人である日本人の帰化申請は認められないとする判決が出された。これが「オザワ対アメリカ合衆国」の訴訟事件である。この判決で日本人は、「帰化不能の外国人」ということが公式に示され、1924年の移民法における日本人移民の入国禁止の根拠となった。こうしたことにより1908年の日米紳士協定締結以降、「帰化不能の外国人」として入国が禁止されていたアジア人の中で例外的に米領であったフィリピン人と共に日本人にも認められていた特別措置は1924年の移民法では適用されなくなり、「帰化不能外国人」として移民許可の割り当てから除外され、日本人移民の入国は一切禁止された。

次に1924年の移民法制定に至る経緯について概観してみよう。アメリカ国内、特に東部諸州においては第一次大戦による反ドイツ感情や19世紀末から主に東ヨーロッパから流入した220万人を超えるユダヤ人に対する反ユダヤ感情が芽生えていた。また1917年のロシア革命による共産主義の勃興に対する脅威からの反急進主義や南ヨーロッパからの移民の増加に対する脅威から反カトリック感情が民衆の心に根付いてきた。更に西部諸州においては19世紀後半に首尾よく中国人を排斥したアジア人排斥論者は後に反東洋人感情(黄禍論)を日本人に向けた。この背景には日露戦争に勝利し、第一次大戦を経て軍事力をつけてきた日本(人)への脅威、パリ講和会議などで日本国力と外交方針についての懸念、アメリカ西部

諸州において農業を中心に経済力をつけ、定着してきた日系人への反感やその同化性への疑念といったものが根強くあり、排日論が支持を得るようになった[6]。

第一次大戦後の景気の後退により1920年以降、人心を移民排斥運動に向けることにより国民の失望や不満を和らげようという意図もあり、アメリカではアングロサクソン的伝統に基づいたネイティヴィズム（nativism）が一段と強化され、西欧、北欧からの旧移民の優越が叫ばれ、ナショナリズムが高揚した。こうした動きは移民制限の動きに拍車をかけ、「同化が困難で好ましくない東・南ヨーロッパからの新移民」の入国を抑制し「好ましい西・北ヨーロッパからの移民」を増加させるための法案の成立を目指すようになった。こうした動きをうけて1年間の時限立法として1921年に年間移民入国許可数を各国に割り当てる暫定緊急割当法（short-term "emergency" immigration Act）を制定した。この法案は1910年の国勢調査を基礎にして、米国居住の外国人の人口の3%を国別に割り当てて年間移民許可数を制限した法律であった。そして後にその有効期限を2年間延長したが、それも1924年6月に失効するため、新たに恒久的な移民制限法案として新移民の入国を制限する国別の割り当てに基づいた新移民法を成立させ、同年7月から施行された[7]。

この1924年の移民法では東欧、南欧からの新移民を更に押さえ、日本を中心としたアジアからの移民を完全に閉め出す目的で算出基盤を1890年の国勢調査のものとして、外国人人口の2%を国別に割り当てた法律であり、同法制定に奔走した連邦議会議員の名前にちなんで「ジョンソン・リード法」とも呼ばれている。同法が施行された背景にはこれまで見てきたように19世紀末以来、西海岸を中心に渦巻いていた反東洋感情が根底にあり、日本人を全面的に排斥する法律であるとして、「排日移民法」と呼ばれることが多い。しかしこの法律はあくまでも新移民を全般的に制限し、アングロ・サクソン系及び北欧系の移民の流入を奨励する法律であり、そうした意図の下に日本人問題が処理されたと理解すべきであろう。同法によりアメリカへの移住は日本などの「帰化不能な外国人」を除いて国別の割り当て制によって認められたが、中でもアメリカ市民の妻子は「割当外で」、夫は「割当内で優先的に」入国を認められた。このことはその後の移民割り当ての特別措置や第二次大戦後の世界各国からの戦争花嫁の入国に道を開く結果をもたらした。

そこで次節においてアジア、ヨーロッパ、そしてオセアニア諸国出身の移民割り当ての特別措置と第二次大戦後のこうした地域からの戦争花嫁の入国を可能にした立法措置について論じてみる。

2. 移民割り当ての特別措置と各国からの戦争花嫁の入国を巡る立法措置

米国は1898年の米西戦争での勝利によりアメリカの支配下においたフィリピンをアメリカの属国と考え、当初移民の割り当ての対象外とした。1920年からの10年間でアメリカ本土のフィリピン人は5,600人から45,000人に増加したが、1934年のフィリピン独立法により1946年7月4日に独立が認められるようになり、この結果、割り当ての対象国となった[8]。

また約13,000人の中国系アメリカ人が第一次大戦時にはアメリカ軍に志願し、ヨーロッパ大陸や中国において戦ったが、こうした背景もあって1930年代に、反枢軸国であった中国に対してはアメリカ内外において中国人への擁護論が高まり、差別的な1882年の中国人排斥法を撤廃し、1943年12月に公法199（別名The Magnuson Act）を制定し、中国にアメリカ入国の移民割り当て（年間105人）を認めると共に、帰化権を認めた[9]。更に1946年の公法713によりアメリカ市民と結婚した中国人の妻は「割当外で」入国が出来るようになった。移民割り当ての特別措置は次に述べるように第二次大戦で外国に出征した兵士が現地で結婚や婚約し、主に戦後、その妻子や婚約者をアメリカに移住させる際にも適用された。

第二次大戦を前後に1939年から1946年の間にヨーロッパ、オセアニア地域、東アジアなどといった地域に1600万人のアメリカ兵が動員され、うち、イギリスには約200万人、オーストラリア、ニュージーランドには100万人の兵士・軍属が駐留した[10]。アメリカ軍の基本方針としては各地に駐留した際、現地の女性との恋愛問題から派生する種々の事件や現地民とのトラブルを避け、軍務に専念させる為に兵士に対しては反フラタニゼーションの姿勢を打出し、国際結婚を極力避けるように上司や従軍牧師は対処したが、結婚を申し出る兵士の数が次第に増えてくるようになった。1942年に最初の結婚式が行われたイギリスでは10万人以上、オーストラリア、ニュージーランドでは16,000人が米国兵及び軍属と国際結婚し、1944年から1950年の間に15万から20万人のヨーロッパ女性が、5万から10万人のアジア女性がアメリカ兵・軍属と結婚した[11]。これは後述するようにアメリカ社会において兵士が自分の出身地の連邦議会議員に私法を連邦議会に提出するように働きかけたり、「戦争花嫁」受入れのアメリカ国内の法制度が特にヨーロッパからの「戦争花嫁」とその子供の入国を認める方向に転換した（1945年12月の公法271）ことによる。

ドイツでは1946年5月21日に出されたドイツ女性との結婚禁止令が同年12月11日には解かれたが、その後も軍当局者の方針が消極的であったり、申し込みから結婚を正式に認めるまで厳しい書類審査があったことなどにより、3ヶ月以上待たなければならず、結局最初に公式の結婚式が行われたのは翌年3月27日であった[12]。アメリカ兵士・軍属が駐留したイギリスでは10万人以上がイギリス女性と結婚し、オーストラリア、ニュジーランドでは16,000人が現地の女性と結婚したのは以上の理由による。最終的に世界各地から約100万人近くの女性（国籍は50カ国以上）がアメリカ兵及び軍属と結婚し、うち75%近くが“War Bride”としてアメリカに入国したと言われている[13]。

駐留国の女性との結婚を願うアメリカ兵・軍属やアメリカ国内の中国系の中国人博愛協会（The Chinese Benevolent Association）を始めとするエスニック団体などの強い要望を受けてアメリカ連邦議会は1945年12月28日に公法271（戦争花嫁法The War Brides Act）を採択した。これにより1924年の移民法により各国に課せられた移民の割り当て外で第二次世界大戦に従軍した米国兵士・軍属の配偶者（妻又は夫）及びその子供はアメリカ入国が認められるようになった。この法案は1948年の12月28日までの3年間有効であり、ビザは

不要で身体的・精神的障害者の入国も許可され、Shukert & Scibetta（1988）はこの法案により年間15万人の外国籍の配偶者及びその子供が入国したと指摘している[14]。この法案で重要なことは上記以外については1917年の移民法の規定に従うとした点で、これにより「帰化不能な外国人」である日本人、及び朝鮮人は除外され、アメリカ入国が認められなかった。

まだ正式に結婚はしていないがアメリカ兵・軍属と結婚予定のものについては翌1946年6月29日に公法471（G.I. 婚約者法）を採択し、婚約者の入国を優先的に「割り当て内」でビザを発給した。割当人数を超えた場合は非移民としての3ヶ月間の一次滞在用の訪問ビザを発給した。これはその3ヶ月間に米国でアメリカ人と正式に結婚すれば、永住権を取得し居住できるとする法律であり、施行期間は1947年7月1日までとしたが、その他の条項は1924年の移民法の規定に従ったので、この法律でも日本人はこの条項により入国が認められなかった。尚、1946年7月には公法483が発令され1940年の国籍法を修正し、インド人の入国と帰化が認められると共に軍で働くフィリピン人以外のフィリピン人にも帰化が認められていた。また1947年6月28日の公法126で1946年の公法471（G.I. 婚約者法）の期限を1947年12月31日まで延長されたが、このときも日本人及び朝鮮人は除外され、益々こうした流れから取り残されるようになった。

アメリカ市民の妻子を「割当て外」で入国を認めたこうした特別措置と世界各地からの戦争花嫁の入国をめぐる立法措置は日本人花嫁法の制定に大きな影響を与えた。そこで次章では日系社会が戦後、どう再建しようとしていたのか、またその再建策の中で日本人戦争花嫁の問題をどう捉え、対処しようとしてきたのかについて検証する。

Ⅱ．終戦後のJACLと反差別委員会

1．終戦直後のJACLの活動

1942年当時、全米には66の日系アメリカ人市民協会（JACL）の支部があり、2万人近くの会員がいた。しかし強制収容所から晴れて解放された1945年には西海岸地域の多くの支部が活動停止状態になっていて、活動している支部が山間部地域を中心とした10支部に減り、会員数も1700人程度となっていた。こうした状況を打破し、JACLの再建を目指して、第2次大戦後、JACLのキド会長は活動方針として、連邦法の改正による日系1世の帰化による市民権の獲得運動、1924年の移民法の修正、強制収用による日系人の金銭的損害の補償などを掲げた。そして欧州戦線から帰還したばかりのマイク・マサオカを説得し、首都ワシントンでこうした目標の実現のためのロビー活動をしてくれるように依頼した。マサオカはキド会長の申し出を受け入れ、1947年の初め、妻と共にワシントンに移り住み、JACLのワシントン支部長となった。

戦後初のJACLの全米大会が1946年2月28日から3月4日までデンバーで開催され、大会の総合決議として、1）日本国籍を持つ人々の国外追放の阻止、2）外国人土地法の撤廃、3）戦時中の強制立退きに対する補償を求める運動の推進、4）民族的マイノリティグループ

の全国大会の呼びかけと問題解決のための連邦政府内での省庁の設置、5) 日系アメリカ人のアメリカ化の促進、などを採択した。上記のうち特に重要な3つの項目についてマサオカ(1988)の『モーゼと呼ばれた男マイク・正岡』の記述をもとに付言しておきたい[15]。

1) の日本国籍を持つ人々とは、戦前に1924年の移民法の条項にある「条約商人」又は学生の資格で一時的に入国を認められた日本人のことである。これらの人々は例えアメリカ市民と結婚していても永住権が認められず、その地位に変化があった場合は国外退去処分の対象となっていた。JACLはこの問題の対処方法として個々の日本人の国外追放阻止を求める私法(private law)を連邦議会に個々に提出する方法をとった。非常に多くの連邦議員がこうした救済措置を求めた私法案の発起人となり、JACLとしても200件以上の法案を議員立法提案箱に入れて議会に審議を求めたため、国外追放は当面停止され、最終的には1948年7月1日にトルーマン大統領が条約商人の国外追放を禁止する法案に署名し、この問題は解決に至った。

2) の外国人土地法の撤廃については、日系社会、とりわけ1世にとっては長年の悲願であったので、日系人の多くが住んでいるカリフォルニア州などの西海岸諸州における撤廃運動にJACLは大きな力を注いでいた。カリフォルニア州での外国人土地法の動きとしては、はじめに1913年に土地所有禁止法案(ウェッブ法案)が成立し、1920年には外国人土地法が修正され、日本人の借地が全面的に禁止された。1942年から1948年までに、市民権のない日本人・日系一世が市民権のある二世名義で購入した土地はカリフォルニア州外国人土地法違反であるとして、80件ほどが州政庁に没収されていた。土地を没収された日本人・日系人の中には返還を要求して提訴した者もいたが、いずれもカリフォルニア州の裁判所で敗訴した。

こうした状況下の1946年11月5日にカリフォルニア州では、提案15号として「州議会における外国人土地法修正の合法性」が州民投票にかけられたのである。これは、1920年の「外国人土地法」を補足修正することの可否を州民に問うものであった。もしこの差別的な提案が認められると日系人にとっては大きな打撃となるため、この住民投票を契機に、JACL内に後述するAnti-Discrimination Committee(反差別委員会)を組織し、マイク・マサオカを委員会の事務局長に任命して、反対運動を開始した。そしてマサオカに導かれた反差別委員会は、こうした様々な差別的な措置や法案の成立の阻止を目指して、より精力的に活動を展開し、提案15号を否決に導いた[16]。その後1952年4月、カリフォルニア州最高裁は、外国人土地法は人種による不当な差別であり、合衆国憲法修正14条に違反すると判示した。

3) 戦時中の強制立退きに対する補償を求める運動の推進についてであるが、戦後初のデンバーでのJACL総会が掲げた運動方針の中でも結果的には最も息の長い重要な運動としてJACLが継続的に取り組む決議事項となった。この運動は強制退去の合憲性を争った1944年のコレマツ事件に対するアメリカ最高裁での「軍事的必要性から日系人の強制収容は合憲」という判決の再検討を促す運動で、強制退去に関するあらゆる記録や資料を集めて保存する

ための委員会をJACL内に設置することを決めた。マサオカはロビイストとして精力的に活動する一方、トルーマン大統領直属の「公民権委員会」のコンサルタントとしても活動した。同委員会の報告書には、マサオカが「強制立退き賠償要求および帰化権立法」の通過や差別法の撤廃を促す資料を提供した、と記載されている[17]。1948年7月にはトルーマン大統領は「日系アメリカ人強制立退き賠償法」に署名をしたが、この法案には損失証明の方法、請求額の上限の低さなどの問題点があった。その後1件につき10万ドルまでの賠償を認めた1956年のヒリンズ法案、1970年のJACL内での「全米補償請求委員会」の設置とそれ以降のリドレス運動、1976年の「大統領令9066号」の撤廃声明のフォード大統領の署名などを経て、最終的には1988年にこれまでの運動の成果として連邦政府からの正式な謝罪と補償金の支払いを保証する「1988年市民自由法」の制定を勝ち取った。

これまで見てきたようにJACLが戦後掲げた方針はマサオカの精力的なロビー活動と反差別委員会の活動の成果もあり、差別的な法案の撤廃や成立の阻止をもたらした。日系人の公民権を守るこれら一連のJACLの反差別委員会の活動の中で最初の重要な勝利としてビル・ホソカワは日本人花嫁法の制定（1947年7月）を挙げている[18]。

このことについては後述するが、この日本人花嫁法（公法213）で示された「人種を理由にして入国資格がないとはしない(shall not be considered as inadmissible because of race)」という基本理念は、1948年6月1日にトルーマン大統領によって署名された市民権付与に関する法案でも示された。この1948年の法案は第1次あるいは第2次大戦にアメリカ軍に従軍した外国人には、「人種に関係なく」市民権獲得の道を開くことを示した法案であった。そうした意味においてはその後の日系人の公民権獲得の突破口となった日本人花嫁法の制定は大きな意味を持つ法案であった。

次節では日本人花嫁法制定に大きな功績のあったJACLの反差別委員会について、その活動事例をJACLの機関紙『パシフィック・シチズン』などの記述をもとに更に詳しく検討を加える。

2. JACLの反差別委員会と戦争花嫁問題

前節で見てきたようにJACLの反差別委員会は1946年11月のカリフォルニア州の外国人土地法の修正の可否を巡る提案15号の州民投票での否決を目指して発足したが、その活動の成果もあり、提案15号は否決された。そして同委員会はその後も人種的背景の差異に基づかない法の下での平等を勝ち取るための運動を積極的に展開した。そうした中、日本においては連合軍の日本進駐後、基地を中心として全国各地で進駐軍兵士と日本女性が出会い、中には結婚したいと願う者も出てきた。しかしアメリカの移民法・帰化法が障害となり、日本人妻をアメリカに入国させることが不可能であったため、日系二世の兵士の中には後述するようにJACLに法の改正を求めたり連邦議会の議員に誓願の手紙を出し、日本人妻又は婚約者の入国を認めてもらう私法（Private Law）を連邦議会に提出するように求める運動を

起こす者もでてきた。

JACLはこれまで述べてきたように、二世の弁護士のマイク・マサオカをワシントンでロビー活動のロビイストとして雇い、一連の日系人差別の法律の改正や連邦政府の反日系人・反アジア人政策に抗議する為の運動を展開していた。マサオカが中心となり、国外追放の対象となった日本国籍所有者（その多くはアメリカ市民と結婚してアメリカ国内に一家を構えていた「条約商人」などであった）の追放阻止の運動、1924年の外国人土地法の違憲性を求める運動、戦時中の強制立ち退きの違憲性を求める運動、一世の帰化を認める法制度の確立を求める運動などに取り組んできた。そうした取り組みの一環として二世兵士の強い要望であった日本人妻や婚約者の入国を認める戦争花嫁法の制定のために、調査を開始し、実現に向けて積極的に取り組んだ。

マサオカ（1988）は次の様に1947年の公法213（戦争花嫁法）が制定された状況について回顧している。

> 1947年に軍人花嫁法が提案され…海外にいる軍人は移民割当に関係なく結婚して花嫁を連れて帰れるようになった。しかし1924年の排斥法でアジア人はアメリカへの移民が許されなかったので、軍人は事実上、日本人女性とは結婚できなかった。[連邦]議会の聴聞会で私は、提案されている法案はアジア人に対してだけでなく太平洋戦域で参戦したアメリカ人にも差別的であるという主張を述べた。ヨーロッパで戦った場合は、現地の女性と自由に結婚して、妻として連れて帰れるのに、太平洋で戦った兵隊は運が悪かったと思って諦めろということになる。これは言うまでもなく受け入れがたい差別である。下院は我々の主張の論理性を理解し、軍人と結婚したすべてのアジア人はアメリカへの入国資格があるとした。しかし、上院では、人種混交婚に対する恐怖や、アジア人は同化できないという古い人種差別的な非難が改めて息を吹き返した。議会は結局、アジア人女性と結婚した軍人は、今後の30日以内に入国申請を行うべしという馬鹿げた妥協案で解決を計った[19]。

ここに至るまでに強力に運動を進めたマサオカに率いられたJACLの反差別委員会のロビー活動は賞賛に値する。マサオカは前述のようにトルーマン大統領直属の公民権委員のコンサルタントとしても活動し、「戦争花嫁」入国問題を含めた日系アメリカ人の公民権について公民権委員会で大いに活躍し日系コミュニティに貢献した。マサオカに導かれた反差別委員会の日本人花嫁法の制定に向けての動きと施行後の日米における日本人妻のアメリカ入国問題について、更に新聞記事などを通して検証する。

『パシフィック・シチズン』においては1946年3/2付けの記事が最初の記事であるが、その後も、公法213（日本人花嫁法）の7/22施行まで頻繁に（4/13, 5/4, 7/13, 8/10, 1947年2/22, 3/1, 3/8, 4/5, 4/19, 5/17, 5/31, 6/14, 6/28, 7/12/ 7/19）「戦争花嫁」の入国関連の記事を掲載し、JACL反差別委員会の活動を伝えている。こうしたJACLの活動及びその機関紙の

『パシフィック・シチズン』の報道が実を結んでアメリカ兵士・軍属の日本人配偶者とその子供のアメリカ入国を認める公法213（日本人花嫁法）が制定されたと言っても過言ではない。アメリカ兵・軍属の日本人妻及び婚約者が入国できるようになるには1945年の公法271（戦争花嫁法）が改正され、人種に関わりなく配偶者の入国を認めた公法213が発令された1947年7月22日まで待たなければならなかった。この公法はメイン州選出の共和党議員Frank Fallowsにより1947年4月22日に連邦議会で提議され、その後下院の移民委員会での審議を経て、6月16日に下院で承認され、上院に上程された。そして上院の司法委員会及び移民小委員会における審議を経て7月11日に承認され、7月16日には上院で可決され、トルーマン大統領が7月22日に署名をして正式に施行された。7月26日付けのJACLの機関紙『パシフィック・シチズン』の「トルーマン大統領、GIの日本人妻のアメリカ入国を可能にする法案に署名」と題した記事では、JACLの反差別委員会のマイク・マサオカのコメントとして、この法案の制定を求める運動は反差別委員会の掲げる大きな運動目標の一つであったので、この法案の成立は多くの日本在任の日系人アメリカ人兵士にとって朗報である、ということが掲載されている。この法律は日本人妻が恩恵を受け入国が認められるようになったので別名日本人花嫁法（Japanese Brides Act）とも呼ばれている。この法律によりそれまでは不可能だった日系カナダ人妻をアメリカに入国させることも可能になったが、更に日本人妻ばかりでなくその子供の入国も可能になった。尚、この法律によればアメリカ人兵士はこの法律が無効になる1948年12月28日までに日本人妻をアメリカに入国させなければならないことになっていた。

この法律は施行から30日以内に結婚したケースに限って、その配偶者のアメリカ入国が認められたため、日本では急いで結婚するカップルも続出した。Lark（1999）は1947年7月22日及び同年8月23日付けの米軍新聞*Pacific Stars and Stripes*の記事を引用し、「公法213で示した30日間の期間中に831組が結婚したが、その内訳は日系アメリカ人2世597組、白人211組、黒人15組のカップルであり、圧倒的に日系人の申込者が多かった」ことを指摘している[20]。この法律制定に関連してアメリカ入国が認められたことを紹介する『パシフィック・シチズン』の記事として、9月6日号の日系カナダ人妻が日系アメリカ人の退役軍人の夫の故国アメリカに入国することが日本人花嫁法の制定により始めて正式に認められた記事や、9月27日号の「GI花嫁修正法（日本人花嫁法）のもとの最初の日本人花嫁2名がアメリカに入国、夫は共に日系アメリカ人の退役軍人」という記事などがあるが、この27日号の記事では9月24日にサンフランシスコ港に入港したことを紹介している。

しかし結婚の必要書類を取り寄せたり、結婚準備や手続きに時間がかかり、結局同法が示した期限の8月21日までに間に合わず、軍からの結婚許可をもらえなかったケースも続出した。そこで期限内に結婚が出来なかった兵士の多くはその後はそれぞれの州選出の連邦議員に日本人花嫁のアメリカ入国を認める私法の制定を求める嘆願書を送った。ニューヨーク州選出の下院議員のJacob Javitsのようにニューヨーク州出身の日系人兵士からの私法制定の

依頼に積極的に応えようとする議員も少なからずいた。ただレジナ（1999年）の調査によると、1949年から1950年に日本人女性との結婚申請書を提出した84組のアメリカ人（うち42組が日系人兵士、41組が非日系人兵士、残り1組が「American racial stock」と記載）のうち、1950年8月19日に施行された公法717（日本人花嫁法を更に修正した法律）の施行以前に連邦議会に提出して入国が認められた私法の数は8法案であり、これらの私法のすべてがJACLの反差別委員会に託したものであった。このことはワシントンでのJACLのロビー活動の成果のあらわれを示すものであり、特筆すべきことである。『パシフィック・シチズン』においても特に1950年に入ってから8月までは私法の制定による日本人花嫁のアメリカ入国の記事は比較的に多い。これは修正を加えてその適応範囲を広げてきたGI Brides Actの適用期限が切れたあとは私法によって議会で認められた花嫁のみ入国が認められたことによる。例えば1950年3月18日号の『パシフィック・シチズン』の「日本人女性、愛しの占領軍兵士の夫との結婚のため当地に到着」という記事では21歳の日本人女性がJACLの反差別委員会の尽力で成立した私法にトルーマン大統領が署名をし、晴れて夫の待つサンフランシスコに到着したニュースを伝えている。更にこの記事はGI Brides Act修正法の期限切れ後は100以上の私法が連邦議会に提出されたとして指摘している。1950年8月17日に公法717が制定されたため、それ以降は私法によって入国した日本人花嫁の数はレジナの調査でも示すように極めて少なく、『パシフィック・シチズン』に掲載されている記事の数も極めて少なくなっている。

次に、何故、日系社会、とりわけJACL及びJACLの反差別委員会がこの日本人花嫁法の制定や制定後の日本人戦争花嫁のアメリカ入国問題及び入国後の問題に力を注いだのであろうか、ということについて提示してみたい。

まず第1の理由には、「日本人花嫁法の制定を、その後の日系人の公民権獲得運動に向けての一つのステップと考え、この問題を今後の運動の突破口とするため」ということがある。当時の日系社会の大きな問題として、1世の帰化権獲得問題や一時滞在者として入国した日本国籍を持つ「条約商人」や学生の永住権獲得問題、更に「提案15」に対する州民投票で否決されたとは言え、カリフォルニア州を中心に西部諸州では排日的な土地法があり、日系人の公民権が十分には認められていなかったという状況があった。そうした中、「人種に関係なく」といった文言を含んだ日本人花嫁法が制定されれば、他の人種差別的な法案の修正問題にも今後は波及し、破棄されるという道筋を作ることができると考えたからである。

第2の理由としては、切実な問題として二世男性の結婚問題があり、JACLとしても組織の存在意義を示すためにも日本人妻のアメリカ入国を可能にする法案の制定を目指した運動を展開する必要があったことが挙げられる。Lark（1999年）の指摘にもあるように、公法213によって日本人花嫁をアメリカ入国させるために急遽結婚した831組のカップルのうち、夫が日系アメリカ人2世であったカップルは全体の72%の597組であった。このことは日本人妻をアメリカに連れて帰ることを希望していた日系二世は非常に多かったことを物語ってい

る。そして日本に駐留する米国兵士・軍属の中には兵士の地元の州選出の連邦議会議員、JACLやアメリカユダヤ人会議（The American Jewish Congress）を始めとする各エスニック集団を代表する団体、公民権団体、宗教団体などに「私法」による入国許可の議案提出を求める者も多数いた。実際JACL宛にも二世兵士から多くの嘆願書が送られ、『パシフィック・シチズン』にはこうした努力が報われ、日本人妻のアメリカ入国を認める私法が通過し、実際にアメリカ入国を果たしたことを紹介する記事も実名入りで数多く掲載されている。

第3の理由として、終戦直後にキド会長が掲げたJACLの5項目の再建策にも挙げられている、「集中的かつ広範な広報活動の一環としてこの問題を捉え、日本人戦争花嫁の問題を通して日本人・日系人に対する差別・偏見を少しでも解消させるために」ということが挙げられる[21]。こうした視点は奇異に映るかも知れないが、戦後のアメリカ社会において映画や小説を通して日系人・日本人の肯定的なイメージを植え付ける格好の材料として日系社会では戦争花嫁の問題を捉えていたと筆者は考えている。このことはマサオカが自身の広報活動の最も重要な仕事として言及しているように、映画『ゴー・フォー・ブローク』の製作の技術顧問として参加し、アメリカの為にヨーロッパ戦線で勇敢に戦った日系人による442部隊の活躍をこの映画を製作することによって、一般のアメリカ人に示そうとしたこととも関連する。具体的には日本人花嫁とアメリカ人将校とのラブ・ロマンスを描いたハリウッド映画『東は東（後に『日本人戦争花嫁』と改題）についての日系社会の反応にも表れている。このことについては次章で詳述する。

III. 日本人戦争花嫁の入国を巡って

1. 日系新聞記事から見る日本人戦争花嫁の入国問題

ここで1947年の公報213（日本人花嫁法）が施行される以前の日系アメリカ人を含むアメリカ兵・軍属と日本人（日系人）女性の結婚問題及びそれ関連してのアメリカへの入国問題について、日本の新聞とアメリカ最大の日系紙の『羅府新報』及び日系アメリカ人市民協会の機関紙『パシフィック・シチズン』に掲載された記事から拾い、日本人花嫁法制定に向けての日米の状況について検証してみよう。

すでに日本においては東京や米軍基地の周辺でアメリカ兵と日本人女性の交際が戦後半年も経ない段階で見られるようになり、『読売報知』（現在の『読売新聞』）において1946年の2月には結婚問題の記事が掲載されるような状況になっていた[22]。またアメリカの日系社会においても同じ時期にこうした結婚問題に関する記事が見られるようになった[23]。最初に掲載された記事としては『パシフィック・シチズン』の1946年3月2日号には「米軍兵士と日本人女性の結婚例が見られるようになる」と題した記事と「移民局、日系アメリカ人二世GIの日系カナダ人妻のアメリカ入国を拒否」と題する記事が同時に掲載されている。後者の記事は日系アメリカ人の元軍曹が日系カナダ人2世の妻との結婚生活を送る為に妻をカナダから米国に入国させる申請を出したが不許可になった事例を紹介する記事で、同紙の1946

年4月13日号にも別の日系二世兵士と日系カナダ人妻二世の結婚によるアメリカ入国が拒否されたことを示す記事が掲載されている。これはアメリカ市民とカナダ市民の夫婦であっても、日系アメリカ人二世の配偶者である「日系の」カナダ人は「かつての敵性外国人であり、帰化不能の外国人である『日本人』の血を引いているので、アメリカ入国は許可できない」とするアメリカの移民法に基づいた判断に依拠したためであった。戦争花嫁の受け入れに関して重要な契機となったのは意外にも通常の「日本女性と米兵・軍属との結婚」という組み合わせの結婚問題によるものでなかったと筆者は考えている。そこで日本人花嫁法(1947年7月)の施行に大きな影響を与えた3つの事例について言及したい。

日本人花嫁の入国受け入れの契機となった最初の事例として1946年4月に死亡した米軍のレイ・クロムレイ軍曹と結婚していたミサオ・スドウ・クロムレイ夫人の事例があり、実際に夫人はアメリカから入国の許可をもらっていた。1946年5月4日号の『パシフィック・シチズン』によると、クロムレイ氏は戦前、*Wall Street Journal* 紙の東京特派員として活動したが、内科医で研究医員であったミサオ・スドウさんと日本で結婚し、子供も儲けた。しかし日本政府に家族で米国に渡ることを申請したが拒否され、夫のみが帰米し、日米別々に終戦まで過ごした。そして1946年に軍曹となって来日した夫は妻と7歳の息子のアメリカ入国の特別許可を求める私法を連邦政府に申請し、下院で入国が認められたが、その矢先の4月26日に東京で病死した。

第2の事例として1946年7月の日独混血女性ヘレン・ボアス(日本国籍)と米兵ジョン・ボアス氏の例がある。ドイツ人の銀行家であった父と日本女性の間に生まれたヘレンさんが戦後進駐していたアメリカ兵ジョン・ボアス氏と結婚し、ボアス氏は妻のアメリカへの入国を求める訴訟をおこした。そしてシアトルにおける連邦裁判所でのマコーミック判事による判決で、「移民割当で外」として入国を認める判決が出された(PC 1946年7/13)。この判決によりヘレンさんはアメリカ入国を果たし、シアトルで新生活を送ることが出来た。1946年8月31日付けの『パシフィック・シチズン』では「退役軍人、最初の日本人戦争花嫁との新生活へ」と題した記事を掲載して紹介している。

第3の事例としては、駐留の日系アメリカ人二世兵士のマコト・K・キムラとその妻の日系カナダ人2世のセイコ・イナモトとの事例がある。二人はモントリオールで結婚していて、夫が日本に駐留中にバンクーバー出身の妻を日本に呼び寄せていたが、その後日系カナダ人妻をアメリカに入国させようとした。しかし前述のように日系カナダ人は「敵性外国人」の日本人とみなされ、アメリカ入国を拒否された(PC 1946年4/13)。日系アメリカ人兵士と日系カナダ人妻という組み合わせの夫婦のこうした事例は他にもあったが、こうした場合の多くは、JACL、トルーマン大統領、連邦議員への嘆願書提出などの運動により、後に私法により、入国を許可されるケースが出てきて、そうしたことが後の正式な日本人花嫁法制定の突破口となったと考えるのが妥当である。

上記の3つの事例のような日本人花嫁法制定の引き金となる事例ではないが、日本社会と

日系アメリカ社会に大きなインパクトを与えた事例をここで付言する。それは1946年4月に人気女優の三浦光子さんと日系アメリカ人2世のジョージ・レイ郷田中尉との結婚である。二人が東京で結婚したニュースは『読売報知』(1946年4月7日)、『羅府新報』(同年4月10日)及び『パシフィック・シチズン』(同年4月13日号)に掲載され、日系社会においても大きな話題となり、結婚後のアメリカでの生活も日系社会でのゴシップの材料となった[24]。

最後に1947年の日本人花嫁法施行以降の戦争花嫁のアメリカ入国を可能にした法制度の推移を列挙する。1948年3月24日にPublic Law 450が施行され、1947年12月31日に期限が切れた婚約者法を1948年12月31日まで再延長することが認められた。更に公法51(1949年4月21日)により1948年12月31日の期限に間に合わなかった一部婚約者の入国が許可されたが、この法は施行から5ヶ月間有効とされた。そして1950年8月19日施行の公法717により「1946年婚約者法」及び1947年に施行された公法213(日本人花嫁法)が再度修正され、これにより1952年3月19日までに結婚していれば、配偶者とその子供の入国がみとめられ、妻子とも、人種に関係なく移民割り当て外としてアメリカ永住が許可されるようになった。そして最終的には1952年のマッカラン＝ウォルター法によってまだ差別的な条項(移民割当制廃止されず)は残っていたものの日本を始めとするアジア諸国にも一定数の割当があり、戦争花嫁以外の技術を持った人達が優先的にアメリカ入国を認められるようになった。マッカラン・ウォルター法施行以降は戦争花嫁のアメリカ入国に対する障害はなくなり、更に多くの日本人花嫁が入国するようになった。

2. 日系社会にとっての戦争花嫁問題

前章において日系社会、とりわけJACL及びJACLの反差別委員会がこの日本人花嫁法の制定や制定後の日本人戦争花嫁のアメリカ入国問題や入国後の問題に何故、大きな力を注いだのかという理由について論じた。その中で第1の理由として、「今後の日系人の公民権運動を展開してゆく上で、日本人花嫁法をその突破口として位置つけていたこと」、そして第2の理由として、「日系人二世兵士の結婚問題を解決する手段として日系花嫁法の制定を捉えていたこと」、という点を指摘し、これらについて明らかにした。更に日本人戦争花嫁がアメリカに入国してきた時点での日系社会、とりわけ二世を中心として活動していたJACLが日本人花嫁の問題をどう捉えていたかという視点から、第3の理由として「集中的かつ広範な広報活動の一環として日本人戦争花嫁の問題を捉え、広報活動を通して日本人・日系人に対する差別・偏見を少しでも解消させたいと願っていたこと」、という点を指摘した。本節では最後に示した第3の理由として指摘した点について、拙稿の記述をもとに論じる[25]。

日本人花嫁法の制定後、日系社会には少しづつ日本人戦争花嫁の姿が見られるようになった。特に1950年の公法717で1947年の日本人花嫁法を再度修正し、アメリカ入国が以前より容易になると、日本人花嫁の数は更に増えるようになった。そうした状況になってくると、日系人は日本人戦争花嫁がアメリカ社会でいかに見られるのか、ということに更に敏感にな

らざるを得なくなった。そうした折、アメリカ兵と日本女性の恋物語を描いたハリウッド映画『東は東』(1952) が山口淑子主演で製作されることになり、日系コミュニティにおいて大きな話題となった。『パシフィック・シチズン』には1950年だけでも6/6, 6/17, 7/8, 8/26に関連記事が掲載されている。また、時をほぼ同じくして、前節で述べたようにマサオカが技術顧問をした『ゴー・フォー・ブローク（あたって砕けろ)』(1951) が映画化されることが決まった。このことについては1950年7月8日の『パシフィック・シチズン』のコラム「二世・USA：ハリウッド便り」において、詳述されている。この記事では当時渡米中であった女優山口淑子が『東は東』映画出演に決定したことをとりあげると共に、製作予定の『ゴー・フォー・ブローク』の映画も完成すれば人気を博するだろう、と書いている。この記事から判断すると、日系人、日本人を取り扱ったハリウッド映画が、どのように自分達日系人や日本人を描いているのか、それをホスト社会がどう見るであろうか、ということが多くの日系人にとっての関心事であることが窺える。

また、映画『東は東』について『パシフィック・シチズン』のコラム「二世・USA：ハリウッド経由ラブストーリー」(1951年7月14日）では、この映画は単に現代版蝶々夫人ということだけではなく人種偏見を考える映画である、というプロデューサーの製作意図を紹介している。そして日本人に対する人種偏見を少なくさせるには『ゴー・フォー・ブローク』と並んでこの映画は非常に価値のある映画であると指摘し、この2つの映画は自分達日系人への否定的なイメージを払拭し、新しい肯定的なステレオタイプを形成させてくれるような映画であると絶賛している。戦争花嫁に対するアメリカ人のステレオタイプがどう映画で表現されているのか、そうした描き方や表現したことに対するアメリカ人の反応はどうなのか、それが自分達、日系人にとってどういう影響を与えるのか、といったことへの関心の高さを物語る記事を更に追ってみよう。

1951年11月3日の『パシフィック・シチズン』の「二世・USA：GIsと戦争花嫁」のコラムでは戦争花嫁のアメリカ社会での受止められ方に関連して書いている。この記事の中で、戦争花嫁の入国を認めることが、日本人移民の受け入れを禁止してきた、これまでの帰化政策の見直しを促進させる方向に導く、と結んでいる。こうした一連の記事はJACLの反差別委員会の方針を受けて、戦争花嫁の入国問題を新たな日本人移民の受け入れや一世の帰化権、市民権の獲得運動を見据えた運動としてJACLが捉えていることを示しているように思える。注目すべき記事として、同じコラム「二世・USA：日本人戦争花嫁」(1951年12月1日）に掲載された記事を最後に示したい。この記事によると、『東は東』は観客の反応も上々であり、大衆からの支持があると判断して、戦争が始まってからタブー視されてきた「日本人(Japanese)」という語をタイトルに入れても客からのクレームもつかずに、チケットの売れ行きにも影響を与えないだろうと製作会社は判断し、題名の変更を決定した、ということである。時代も変わり、観客の好意的な反応から、「日本」「日本人」へのアメリカ人の拒否反応もなくなったようだと判断して、映画の題名を『日本人戦争花嫁（Japanese War Bride)』

と変更して大丈夫であり、かえってアピールするだろう、ということになったのだという。こうしたいくつかの新聞記事の事例から、日系コミュニティは「戦争花嫁」の受け入れ問題を自分達自身のホスト社会での受け入れ問題として捉えると同時に、今後の日系人の権利獲得の突破口として捉えていたということを指摘できる。

これまでに示した『パシフィック・シチズン』の記事でも明らかのように、日系社会、とりわけJACLは、日本人戦争花嫁を扱った映画を通して日系人の肯定的なイメージをアメリカ社会に植え付けたいと願い、日系人への差別・偏見をなくする広報活動の一環としての映画『東は東』（後に『日本人戦争花嫁』と改題）の成功を願っていたことが明らかになった。

おわりに

これまで見てきたように日系社会、とりわけJACL及びJACLの反差別委員会が日本人花嫁法の制定に精力的に取り組んだ理由として、1）日本人花嫁法の制定をその後の日系人の公民権獲得運動に向けての一つのステップと考え、この問題を今後の運動の突破口とするために強力に運動を進めたこと、2）二世男性の結婚問題を解決し、組織としてのJACLの存在意義を示す必要があったこと、そして3)集中的かつ広範な広報活動の一環として日本人戦争花嫁の問題を捉え、戦争花嫁を扱った映画や小説などを通し、日本人・日系人に対する差別・偏見を少しでも解消させる格好の機会として捉えていたことの3点が明らかになった。

本稿ではまた、戦前からアメリカに生活の根をおろしている日系人と戦後アメリカに入国した戦争花嫁の両者の出会いをもたらした戦争花嫁の入国に関する諸法や戦後、日系人が置かれた状況を検討することにより、その後の戦争花嫁と日系社会との間に生じた溝、戦争花嫁への偏見と差別の問題の出発点が明らかになるかもしれない、ということで本稿を通して考察してきた。そして日系社会で最大の購読者数を誇る『羅府新報』やJACLの機関紙『パシフィック・シチズン』の記事を吟味してきたが、一次史料を見る限り、両者の間にある溝の出発点とも言うべきものは全く見られなかった。逆に二世を中心とした『パシフィック・シチズン』の編集者やJACLの会員たちの記事や言動からはある種の期待感を持って戦争花嫁の入国を待っていたと思われるものも新聞記事などから見られた。こうしてみるとその後戦争花嫁に向けられた差別や偏見は戦争花嫁のアメリカ入国後に、実際に会ってから、または共に生活をするようになってから生じたのではないかと思われる。つまりアメリカ入国前はさほど戦争花嫁に否定的なイメージを抱いてはいなかったが、入国後に拙稿（2000年、2001年、2002年）で論及したような[26]、日本のマスコミを通して形成された戦争花嫁に対する否定的なステレオタイプが、時と共にアメリカでもあてはめられ、更に増幅していったと考えることは可能である。今後更に調査・研究を深めてこの問題については明らかにしてゆきたい。

多くの戦争花嫁の場合、アメリカに入国してからすでに50年近くが経過しているが、未だに戦争花嫁への差別・偏見が日系社会には見られる、ということを戦争花嫁から聞かされる

ことがある。他方今年に入り、戦争花嫁の日系社会への貢献を感謝して、シアトル日系人会より日系国際結婚親睦会会長に感謝状が贈呈された、というニュースや同会会長と副会長がロサンゼルスにある全米日系人博物館に行き、戦争花嫁に関する資料を展示する常設コーナーを設けることについて博物館側と話し合う機会を今年4月に持ったというニュースもある。入国後50年を経てようやく公式の場で戦争花嫁の功績が認められつつあることは喜ばしいことである。今後更に戦争花嫁の調査研究を続け、何らかの形で戦争花嫁の人たちに貢献できれば、望外の喜びである。

注

1) Takaki, Ronald, *Strangers from a Different Shore: A History of Asian Americans,*New York, Penguin Books, 1989, p.7.

2) 1950年代半ばから始まった日系戦争花嫁研究はその多くが国際結婚の安定性、アメリカ社会への適応という視点から論じられている。Strauss,"Strain and Harmony in Ameican-Japanese War Bride Marriages," (1954)、Schnepp & Yui, "Cultural and Marital Adjustment of Japanese War Brides," (1955), Kimura, Yukiko, "War Brides in Hawaii and Their In-Laws," (1957), Connor John W., *A Study of The Marital Stability of Japanese War Brides* (1976)、Kim "Asian Wives of U. S. Servicemen: Women in Shadows," (1977), Williams, "Marriage between Japanese Women and U.S. Servicemen since World War II," (1991) などがその典型的なものである。

3) 数少ない歴史的な視点からの研究としては、川島浩平「『戦争花嫁』:アメリカ女性史におけるその意義」(1991年)、Lark, Regina, *They Challenged Two Nations: Marriages between Japanese Women and American GIs, 1945 to the Present* (1999). Ph.D diss., University of Southern California, 1999がある。

4) 竹沢泰子「アジア人移民の帰化問題と『人種』」『日米危機の起源と排日移民法』(論創社、1997年)、220頁。竹沢はこれまでのアメリカ移民法の研究において「帰化権と人種」という視座からの研究がほとんどなされていないと指摘し、同論文でその相互関連性を詳述している。尚、帰化問題とアジア系移民に関しては、斉藤敏「アメリカ合衆国の市民権・帰化・移民」『日本法学』27(5)(1961年)493-525頁、森田幸夫「マッカラン・ウォルター移民帰化法案(1952年)と在米日系人」『同志社アメリカ研究』6(1970年)51-67頁、を参照。

5) 前掲書、221-223頁。

6) 水谷憲一「1924年移民法における『日本人問題』」『同志社アメリカ研究』33号(1997)73-75頁。

7) 明石紀雄・飯野正子『エスニック・アメリカ:新版:多民族国家における統合の現実』(有斐閣、1997年)、175-191頁。

8) Root, Maria P. P.,(ed), *Racially Mixed People in America*, Sage Publications, 1992, p.66.

9) Shukert, Elfrieda Berthiaume & Scibetta, Barbara Smith, *War Brides of World War II,* Presidio Press, 1988, pp.189-199

10) Ibid., p.7

11) Ibid., p.2

12) 羅府新報、1946年5月22日及びShukert & Scibetta, p.144.

13) Shukert & Scibetta, pp.1-2.

14) Shukert & Scibetta, p.46 & p.266。尚この法律においてもフィリピン、中国、インド以外のアジア(日本、韓国など)からの米国兵士及び軍属との結婚による入国は禁止されていた。

15）マイク・正岡、ビル・細川（塩谷紘訳）『モーゼと呼ばれた男マイク・正岡』（TBSブリタニカ、1988年）228-243頁。

16）マイク・マサオカらのJACLの広報活動の成果もあり、カリフォルニア州の「提案15号」の州民投票の結果は、1,143,780対797,067で提案は否決され、戦前・戦中の反日感情がカリフォルニア州では消えつつあることを示した。マイク・正岡、ビル・細川（塩谷紘訳）『モーゼと呼ばれた男マイク・正岡』（TBSブリタニカ、1988年）239-240頁参照。

17）ビル・ホソカワ（猿谷要監訳）『ジャパニーズ・アメリカン』有斐閣選書R（1982年）293頁。

18）前掲書、294頁。

19）Mike Masaoka & Bill Hosokawa『モーゼと呼ばれた男　マイク正岡』（塩谷紘訳）、（TBSブリタニカ、1988年）、229頁。（原書名：*They Call Me Moses Masaoka,: An American Saga,* William Morrow & Company, Ink., New York, 1987）

20）この経緯についてはLark, Regina, (1999). pp.119-200参照。

21）キドJACL会長が当時掲げた5項目のうちその他の4項目は、1）連邦法を改正し、一世が帰化による市民権を獲得すること、2）入国管理法を改正して、日本にも他の外国と同等の待遇を与え、1924年の排日移民法を撤廃すること、3）強制退去で被った実際的な金銭上の損失に対する補償、そして4）日本と正義に基づいた平和条約を締結すること、であった。詳しくは前掲書、217-218頁参照。

22）「アメリカ軍人と結婚出来るか、所属上級将校の承認が必要」『読売報知』1946年2月23日。娘の米兵との結婚問題を心配した母親からの問い合わせが新聞社にあったことを示す記事。

23）日本とアメリカの日系社会の新聞などに掲載された記事については、拙稿の「『戦争花嫁』と日系コミュニティ：ステレオタイプに基づく排斥から受容へ」（II）、『嘉悦大学　研究論集』80号、2001年、47頁～50頁、及び「『戦争花嫁』と日系コミュニティ：ステレオタイプに基づく排斥から受容へ」（III）、『嘉悦大学　研究論集』81号、2002年、71頁～81頁に詳しい。

24）当時の人気女優三浦光子の日系2世との結婚と渡米後の結婚生活は日本のみならず日系社会の新聞にも大きく報道されたが、離婚して帰国したニュースは日米の日本人（日系人）社会に大きなインパクトを与え、「戦争花嫁の結婚生活は失敗し、悲劇に帰することが多い」という負のイメージを与える原因の一つとなった。詳しくは拙稿の「『戦争花嫁』と日系コミュニティ：ステレオタイプに基づく排斥から受容へ」（II）、『嘉悦大学　研究論集』80号、2001年、49頁及び54頁参照。

25）拙稿「『戦争花嫁』と日系コミュニティ：ステレオタイプに基づく排斥から受容へ」（III）、『嘉悦大学　研究論集』81号、2002年、62-64頁。

26）拙稿「『戦争花嫁』と日系コミュニティ：ステレオタイプに基づく排斥から受容へ」（I）『嘉悦女子短期大学　研究論集』78号、2000年、同書（II）『嘉悦大学　研究論集』80号、2002年、及び同書（III）『嘉悦大学　研究論集』81号、2002年参照

参考文献

Connor, John W., *A Study of The Marital Stability of Japanese War Brides,* R & E Research Associates, Inc., 1976.

江成常夫、『花嫁のアメリカ』講談社 、1984年

Glenn, Nakano Evelyn, *Issei, Nisei, War Bride: Three generations of Japanese American Women in Domestic Service,* Temple University Press, 1986.

林かおり、田村恵子、高津文美子、『戦争花嫁』芙蓉書房出版、2002年

河原崎やす子、「M. Butterflyとステレオタイプの錯綜」『英文学論考』立正大学英文学会第19号、

1993年、41-55頁

Kimura, Yukiko, "War Brides in Hawaii and Their In-Law," *The American Journal of Sociology,* Vol. LX Ⅲ , July 1957, pp.70-76.

Kim, Bok-Lim, "Asian Wives of U.S. Servicemen: Women in Shadows," *Amerasia 4:1*, 1977, pp.91-115.

Kitano, Harry H.L., *Japanese Americans: The Evolution of a Subculture,* 2nd ed., Englewood Cliffs, N. J.: Prence-Hall, 1976

Nitta, Fumiteru, "Kokusai Kekkon: Trends in Intercultural Marriage in Japan,"*International Journal of Intercultural Relations,* Vol.12 (1988), pp.205-232.

Saenz, Rogelio, Hwang, Sean-Shong and Aguirre, Benigno E., "In Search of Asian War Brides," *Demography*, Vol.31,No.3, August 1994.

Schnepp, Gerald. J & Yui, Agnes Masako, "Cultural and Marital Adjustment of Japanese War Brides," *American Journal of Sociology*, LX Ⅰ (61). 1955. pp.48-50.

Straus, Anselm. L, "Strain and Harmony in Japanese-American War-Bride Marriages," *Marriage and Family Living*, 1954 May, pp.99-106.

Suenaga, Shizuko, "Marriage Motivations of Japanese War Brides: Soico-Historical Approach, *The Annual Review of Migration Studies,* Vol.1, March 1995, pp.133-161.

Tamura, Keiko, "Border Crossings: Changing Identities of Japanese War Brides." *The pacific Magazine* No.8, pp.43-47.

Tinker, John N., "Intermarriage and Ethnic Boundaries: The Japanese American Case," *Journal of Social Issues* 29 ,1973, pp.49-65.

植木　武（編）、『「戦争花嫁」五十年を語る　草の根の親善大使』勉誠出版、2002年

Williams, Teresa K., "Marriage between Japanese Women and U.S. Servicemen since World War Ⅱ ," *Amerasia Journal 17:1* , 1991, pp.135-154.